

都の空

発行所

都の空事務局

事務局

東京都台東区東上野1-24-4

丸千第二ビル2F

浅野修一事務所内

TEL 03-3835-2233

FAX 03-3832-7175



財団法人東京三商会 六日町山寮改装竣功記念 平成2年8月19日

東雲

本会顧問の清田榮一先生が八月十三日逝去された。

明治四十二年生まれで享年八十四歳であった。六月十八日の当会の総会にご臨席賜り、教え子の明治大学岡野加穂留學長ともどもご挨拶いただいたのが最後となりました。好川会長の追悼文でも紹介されているように、本会の設立にも要所所で適切にご指導ご助言を賜った。永年の懸案であった三商会計人会が設立にこぎつけたのも清田顧問の後押しがあったればこそである。先生は、昭和七年から二十九年までの二十二年間三商の教員、教頭として活躍され、その後、都立台東、芝商で校長を務めた後、母校三商へ戻られた。

また、全国商業高等学校長協合理事長、専修大学教授、専修大学付属松戸高等学校校長など教育者として燦然たる功績を残し、多くの子弟を人材として世に送り出した。先生のご逝去は限りなく悲しいが、我々は先生から受けたルカ、バチヨリの複式簿記をはじめ、人間として大切な数々の教えを世のため人のためにお返しして先生の学恩にいきさかでも報いるように努力したいと思う。

清田先生ありがとうございます。安らかにやすみください。

清田 榮一 先生を想う

好川 栄一 (昭和十二年卒)

府立三商、当時は五年制だった
が、その三年生のとき(昭和九年)
はじめて簿記を教えられた。

先生は清田榮一先生。生徒の私は
十四歳。先生はたしか二四歳だっ
たと思う。今から思えば新前の先
生だった筈だが、その滔々たるお
話し振りに感銘し圧倒されたこと
を今も鮮やかに憶えている。

十四歳の少年にとって簿記は全
く難しかった。借方に交通費、貸
方に現金などと仕訳して、先ず仕
訳帳に記入し、それから元帳に記
入し、試算表が作られ、貸借対照
表と損益計算書が出来上がるその
プロセスの持つ重要な意味が分か
っていないから、丁稚小僧が記帳
の仕方を教えられるようなもので
唯々仕訳に際しての勘定科目選び
に右往左往するばかりだった。

そんな時、清田先生は複式簿記
が持つ巧緻な機能を懇々と説明し
て下さり、複式簿記が人類の發明
の中で最も偉大なものの一つであ
ること、大富豪の出資者から資金
を託された者が地球の反対側にま

で出向いてその資金を活用し運用
した経過と結果を出資者に報告す
る手段としての会計学の性格など
を、高らかな声で朗々とお話し下
された。もとより当時の私は、そ
のような高尚な講義の全部を理解
したわけではなかったが、なにか
見上げるように高い学問を教えら
れているのだということに気付い
て、真剣に簿記を学ぶ気になっ
たことだけは確かだった。振り返
って考えると全くありがたい講義で
あったと思う。

先生は



約半世紀にわたるご努力とそのご
功績は、おそらく我が国における
随一、最高の地歩をしめるもので
はなからうか。
先生は前後合わせて二十六年の
間、三商に関与されたこととすば
らしい記憶力をお持ちだったこと
により生徒の一人ひとり、また同
窓グループの活動などを実によく
ご存知で、卒業生に対しても長い
間、人生の指導をされたのである。
私は三商の五期生、昭和十二年卒
業組に属するのだが、清田先生か
ら昭和四十年代頃に、五期生の集
まりはよろしくない、他の期の卒
業生はもっと親睦を深め肩を寄せ
合い語り合っているのに、と注意
された。丁度その頃五期生の鈴木
寿一郎君が同期生に対する熱い思
いをこめて、戦争で亡くなった
離散して行方分からない人たち
を追って氏名、住所、生死の別な
どを明らかにする名簿を作ってく
れ、元気に生きる人たちが百数十人
の所在が判明したので、そのお便
り集、名付けて「越中島」誌を作
り、懇親会をもつようになつたの
が昭和五十五年頃であった。

昭和七年から二十九年まで二
十二年間の長きにわたつて
三商の教員、教頭として活
躍され
昭和二十九年から三十七年ま
で都立台東商業高校の校長
を
昭和三十七年から四十年まで
都立芝商業高校の校長を勤
められた後
昭和四十年から四十四年まで
我らの母校、都立三商の校
長として商業教育の発展に
ご尽力なされは、同じ期間
にわたつて全国商業高等学
校協会の理事長職に就かれ
ていた。さらに
昭和四十四年から約十年間、
専修大学の教授として教鞭
をおとりになり
昭和五十四年から六十二年ま
で専修大学付属の松戸高校
校長の任務を果たされたの
である。

昭和の時代の商業高校の教育発
展のために清田先生が尽くされた

第一回の懇親会以来毎年必ず清
田先生にご出席頂いたが、昔の生
徒の氏名やその人となりをよく記
憶されていてスピーチの中で随所
にそれらがでてくるから長広舌の
割りには聴く者をして笑わせ樂し
ませて下さった。新しく出来た五
期生の名簿をご覧になって直ちに
氏名の字の誤りを指摘、「森茂雄」
ではない、「森茂男」ですと仰言っ
た時には嘩然としたものである。
きつと、昔、教室で出席を点検す
るに当たつて生徒名の書いてある
ものを眺めながら春日義弘(ギョウ
ウ) 氣賀沢純男(ジュンダン) 福
原文保(フンボ) などと冗談を交
えて殊更に音読なさつた頃に生徒
の氏名の文字をしつかり頭に刻ま
れたのであろう。
そのようにして先生の励ましを
得て私たちは今も越中島誌を發刊
し続け毎年二回の集會を持つので
あるが、その中にある清田先生
は常に我らの恩師として存在され
た。おそらく他の期の方々にとっ
ても同じように大切に存在であ
つたらうと思われる。
昨年、三商會計人会が発足して
三商卒業の公認會計士、税理士等
の方々が集うところとなつたのだ
が、この発足についても清田先生
の貴重なご指導があつた。いろい
ろな形で三商の卒業生が結ばれる
ことを先生は念願されておられた
のであろう。十八年卒の宮川隆一
氏、二九年卒の浅野修一氏、三十

年卒の荻野弘康氏がこの会の形成を提唱した時も先生は大いに賛同して多くのアイデアを賜ったと聞いている。
亡き人のお姿を見ることもお声

を聞くこともできない。しかし、そのお姿もお声もわれわれが生きている限りわれわれの心の中に生きている。心の中の清田先生とお話ししつづけようと思う。



公正なる会計慣行について

公認会計士・税理士 岸本勝次 (昭和十四年卒)

私事にわたって恐縮であるが、昨年私の叙勲祝賀会の際に、東京税理士会の関本会長が「昭和四十三年九月頃納税通信に商法改正試案に対する一私見として、日税連常務理事の立場で特別寄稿したところ、それから暫くして日本公認会計士協会の岸本常務理事から反論が納税通信に掲載されてやられたと思つた記憶がある。」と祝辞の一節に述べられた。当時私は日本公認会計士協会の役員として、公認会計士の立場から商法改正は断固行へしという趣旨で、商事法務等に意見を公表していた。当時の商事法務の紹介文には次の様に書いてある。「商法改正特集、商法監査制度改正問題をかく考える。(前略) 本誌では、今回の商法改正案提出に当り終始賛成の立場を支持してきた日本公認会計士協会と

逆に、反対の立場を主張してきた日本税理士会連合会のそれぞれの商法対策委員に、両者の忌憚のない見解を述べてもらい、今後の監査制度改正のあるべき方向を見定める一助としていただくこととした。なお、経済界の意向については、すでに機会を捉えて掲載してきたので省略した。(編集部)」
いうまでもなく、商法改正の主役は法務省であり、日本公認会計士協会や日税連も組織として動いているのであり、一人や二人の意向がどうのと大勢を左右するものではなかったが、ともあれ商法改正は実現した。それが今日第一次商法改正といわれているものである。この結果いろいろ効果とか影響が出てきた。それまで証券取引法第九十三条の二だけに基礎を置いていた公認会計士の法定監

査が商法という基本法にも及ぶこととなり、その基礎が著しく強化されたこともあるが、商法監査を公認会計士監査に取り入れたかつた一番の理由は、その頃証取法監査で限定意見付きの監査報告書が氾濫していつこうあらたまらぬ。それは株主總會で決算が承認されてから出てくるからである。そこで実効を上げるためにはどうしても事後監査を事前監査にしなければならぬという思いがあったからである。当初は商法會計と証取法會計とは別の次元のものとして別々に走っていた。それが昭和四十九年の商法改正で、商法會計思考と企業會計思考を調整しなければならぬことになった。昭和四十四年の日本公認会計士協会の論文集の座談会で、私の「例えば定率法から定額法への変

更は、極端に言うと、何回変えても許された範囲内ならいいじゃないかという考え方なんでしょうか。」という問いに田辺法務省民事局参事官が「そういうことになります。」と答へ、味村法務省民事局参事官(後の法制局長官、現最高裁判事)も「変更すれば道徳的な制裁を受けるわけで、それを法律的な制裁まで引き上げる必要があるのかどうかというところだろ」と思いますが、「補足している。味村参事官はさらに「私個人の意見は継続性の原則は商法には入っていない。商法には入っているという学説は有力だけれども、計算書類規則をつくるときは大体法務省側としては、そういう考えでつくったと思いません。」といい切っている。商法は私的な利害関係者の利害の調整、特に債権者の保護に重点をおいており、資本充実の原則、資本維持の原則といったものも株主の有限責任の反映として債権者保護のためにあるといつても過言ではない。一方企業會計の方はディスクロージャーという点が大切になっている。当時商法学者と規則の調整にあつた会計学者の一人は「馬鹿野郎という言葉は使わなかったが、その外のあらゆる言葉を使った。」といつていた。現在行わ

れている損益計算書の形式も、会計学者は当期利益までで良いというのを、法律学者の意見で今の様になっている。昭和四十年代に議論が盛んになった法律と會計との問題について、会計学者や日本公認会計士協会の意向をくんで、昭和四十九年四月の改正で商法第三十二条に「商業帳簿の作成に關する規定の解釈に付ては公正なる會計慣行を斟酌すべし」という文言が入つた。斟酌という言葉は基いてよりも弱く参酌よりも強い。必ず参考としなければならぬが、必ずしもその通りにしなければならないという意味ではないという事である。これはどうしてかという国会の議を経ないで国民の不利になる様な事があるてはならぬし、法律上の判断の問題であるからである。

からである。





原 爆 と 暗 号

平 野 欣 二 (昭 和 十 七 年 卒)

昭和二十年八月七日原爆が広島に投下された。

当時私は三重県鳥羽にあった海軍第四特別攻撃戦隊司令部参謀付として副官的軍務についていた。

八月七日は朝から真夏の太陽が照りつけ暑かった事を覚えている。

当日の午後緊急電を入手した。暗号電文は極秘扱いの重要暗号で士官以上の者以外解読してはならぬ旨の付された電文である。早速参謀室にて解読されたが内容は広島方面に新しい型の正体不明の爆弾が投下され被害状況調査中との簡単なものであった。司令官及び参謀は直ちに内容の検討を始めたがまったく新しい始めての事であり結論的に対応出来ない状態であった。この種の通信は海軍総隊司令

部若しくは軍司令部よりの一方通信であり問合せ等は一切禁止されていた。其の後も詳細はなく情報不足のまま不安なうちに時間は経過していった。

私にも緘口令が命令され司令部の極く限られた士官のみが知り得

た情報であった。当時原子爆弾という用語もなく知識もなく当時使用されていた暗号書にもこの様な暗号用語の記載も当然なかった。その為暗号による通信手段はまったくなかった。七日当日か翌八日の午後八時頃か記憶が薄れているが新型爆弾が再び投下された時の通信方法が第二報として入った。それは投下地点及び暗号文は色の連符(例えばアカアカキイロキイロ)を以て投下を通報するというものであった。これは生電文に近いものであり当時の緊急事態を生々しく表徴する状態である。投下した米国に於てさえ原爆の保有、使用は極く限られた最高機密であり当時の日本軍部が知り得る筈がなかった。第二報受信後直ちに私は通信参謀より出張を命ぜられた。当時の電信兵の受信能力の低下及び電文の内容の重大さに内容の確認の必要があり三重海軍航空隊の通信科の受信文との照合が目的であった(通信参謀は三重空の通信長業務) 私は命令受領後直ち

に鳥羽駅より三重空に向った。真暗な国鉄の駅に降り立ち駅より一本道の航空隊に向った。途中海軍の軍用トラックに出会い便乗して隊門に到着、当直将校に申告し要務を完了し航空隊のベットに入ったのは真夜中であった。翌朝司令部に帰隊し参謀に報告をすませた。しかし八月九日の長崎原爆投下の通報を受けた記憶はまったく無い。終戦間際の日本の情報通信は混乱を極め新型爆弾は勿論原子爆弾という用語の使用はなかったと思う。日米開戦の緒戦に於て無線封鎖疑似通信等により勝利をおさめその後の戦局の推移暗号研究の遅れにより情報戦に敗れ敗戦への道を辿ることとなったのである。

附記
第四特別攻撃戦隊：(特殊潜航艇魚雷艇基地)
所在地 三重県鳥羽町
軍歴学徒出陣↓予備学生(通信科)
↓終戦時海軍少尉



A step beyond.

丸 喜 株 式 会 社

代表取締役社長 河 原 啓 介 (昭 和 2 8 年 卒)

所 在 地 社 本 社 〒111 東京都台東区浅草6-4-12
TEL (03) 3876-1751 FAX (03) 3875-6168

事業内容 *フットウェア専門商社
*海外特許機器商品輸入販売

営業品目 ファッションサンダル、ケミカルシューズ、スニーカー、
特許ぞうりカバー「はつき」「ハイベットS」、パキウム
クリーナー(米国ロイヤル社・サーマックス社)、
バイオエアロ「真気」

心眼「M&A」

公認会計士

宮澤 正則 (昭和三十五年卒)

かれこれ十年前、私は顧問先Aコンサルタント会社社長と湘南の某駅前のB不動産会社を訪問した。訪問の目的は、Aコンサルタント会社に某中堅スーパーよりB不動産会社が経営しているスーパー三店舗を買収したので協力してほしいという依頼があり、B不動産会社と交渉の結果売却に応じたので売却条件を詰める為私に同行してほしいというA社社長の依頼にもとづくものであった。

Aコンサルタント会社は、当時数名で小売業者を会員として、店舗政策及び計数管理のコンピュータ化のアドバイスを行うと同時に、小規模ではあるが店舗売上の仲介も行ってた。A社社長は将来の業務の柱をM&Aの仲介と考えていたので私をA社の顧問とするに当りM&A対象会社の営業権を含む株価の算定を要望し、私も了承した。

今回の話はA社と私にとって会社売上の第一号であり是非成功させるべく勇躍B不動産会社に向ったのである。

暫く待たされてB社社長と型通

りの挨拶をしたがその態度が妙にヨソヨソしく私の期待していた対応とは著しく相違していた。A社社長が話を始めたその内容を聞いて驚くと同時にB社社長の態度も納得できた。実はスーパー売却の話は今日が始めてであった。

当然のことながらB社社長もA社社長の話に半信半疑で「検討します」という返事でいよく追い返された感じであった。

帰り道、A社社長も私に対してすまないと考えたのか詫びると同時に売買取立させる為の協力を依頼した。私は職務を越えていると感じたが売買取立しなければ自身の仕事もないと考え快く協力を約束した。

その後、A社社長は何回となくB社社長に連絡したが会う機会がなかった。私共は事態を打開すべくB社の情報を集めていたところB社は不動産業以外に手広く事業を行っており、その中の一つにB社社長は歌が好きで趣味が高じてカラオケスナックを経営して、自費でレコードを出しその歌を毎夜自分の店で歌っているとの情報を

得た。

私共も酒と歌は好きなので渡りに舟と日が暮れるのを待ってそのスナックに入り酒を飲みながら歌っていた。遅くなって予想通りB社社長が顔を出し私共を見て「アレ」といって簡単な挨拶をして別の席に行った。ほどなくして客のリクエストに応じて自作の演歌を淡い声で歌い我々も拍手を送った。その後、私共は何回かスナックに顔を出していたがB社社長と特別な会話はなかったが、ある日B社社長は私共の席に座り先日のスーパー売却の話を決めたので後日事務所に来てくれと話し出した。その日はB社社長と始めて楽しい会話が深夜に及んだ。

後日、B社社長から売却金額を出してほしい旨要望があり、直ちに財務調査に入り、私の株式評価額を参考にして売買取立当事者が合意した金額で売買取立した。

私共は、新経営者のもと売却店舗が順調に運営されていることを確認して仕事を終了した。

私は十年間「M&A」の仲介の手伝いをして感じたことは、手塩にかけて育てた会社を手放す経営者の寂しさを理解してこそ信頼される仕事として成り立つと考えている。

人と情報のかけ橋
オフィス環境創りに
お役立ち致します



三英商事株式会社

代表取締役

山本 英一

(昭和28年卒)

東京都千代田区西神田2-5-7 神田中央ビル

TEL (03) 3239-0757 FAX (03) 3239-0759

Xは某大学医学部助手のとき、K女と婚姻し、間もなく長女が生まれたが、婚姻後十数年経ってから、性格不一致とXの女性関係を理由に離婚することとなり、家庭裁判所において次のとおり離婚調停が成立した。

1、長女の親権者をKとし、Kが長女を監護養育する。

2、XはKに対し、離婚に基づく慰謝料として夫婦が居住していた不動産と電話加入権を譲渡し、かつ現金一四五〇万円を支払うこと。

3、XはKに対し、長女の養育費として今後一〇年間毎月三万円を支払うこと。

このように、XとK間の離婚は両者の合意により、家庭裁判所における調停成立という形で円満解決したところ、その後思いも掛けず、とんでもないアクシデントが発生したのである。

というのは、某税務署長が、XよりKへの不動産の移転行為は所得税法三三一条一項の資産の譲渡にあたるとして、Xの譲渡所得金額を算定し、Xに対し所得税の更正処分と過少申告加算税の賦課決定処分をしてきたのである。

Xはこの処分に対し、審査請求等を経て地方裁判所へ訴えを提起

した。

Xの主張を要約すれば、本件不動産は財産分与又は慰謝料として譲渡したもので、Xは何らの対価も得ていないので、所得税法三三一条一項にいう収入金額をともなう取引ではないから、資産の譲渡に

事例紹介

資産の譲渡所得に関する一判決例について

弁護士・公認会計士 高野 清 (昭和二十三年卒)

「譲渡所得に対する課税は、資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会にこれを精算して課税する趣旨のものであるから、その課税所得たる譲渡所得の発生には、必ずしも当該資産の譲渡が有償であることを要しない。したがって所得税法三三一条一項にいう資産の譲渡とは、有償無償を問わず、資産を移転させるいっさいの行為をいうものと解すべきである。……ところで夫婦が離婚したときは、その一方は他方に対し、財産分与を請求することができる。

この財産分与の権利義務の内容

はあたらぬ、というものである。

某税務署長の主張は、譲渡所得の発生には必ずしも有償であることを要せず、本件不動産の移転行為はXが負担すべき財産分与又は慰謝料を本件不動産をもって弁済したものであるから、資産の譲渡

にあたる、というものである。

Xは第一・二審とも敗訴し、最高裁判所へ上告した。最高裁判所はXの上告に対し、次のとおり判断を示した(昭和五〇年五月二七日第三小法廷判決)。

は、当事者の協議、家庭裁判所の調停若しくは審判又は地方裁判所の判決をまわって具体的に確定されるが、右権利義務そのものは、離婚によって発生し、実体的権利義務として存在するに至り、右当事者の協議等は、単にその内容を具体的に確定するものにはすぎない。そして、財産分与に關し右当事者の協議等が行われてその内容が具体的に確定され、これに従い金銭の支払い、不動産の資産等の分与が完了すれば、右財産分与の義務は消滅するが、この分与義務の消滅は、それ自体一つの経済的利益ということができる。したがって財産分与として不動産等の資産を譲渡した場合、分与者は

清 (昭和二十三年卒)

これによって分与義務の消滅という経済的利益を享受したものであるべきである。してみると、本件不動産の譲渡のうち財産分与に係るものがXに譲渡所得を生ずるものとして課税の対象となるとした第二審の判断は、その結論において正当として是認することができる。」

この判決に対しては、譲渡所得の課税は有償譲渡に限られるべきであるとする説や、財産分与は婚姻中に形成された夫婦共有財産の精算であるとする立場から、強い反対論が展開されている。課税庁や裁判所がとっている右判決のような考え方を容易に納得することは、一般の納税者に求めることはそれほど簡単ではない。財産分与

をしてやつた分与者に譲渡所得が発生して課税されることについて、多数の納税者は釈然としないものを感じるに違いない。

最近の判例にこういう事例がある。即ち、離婚するについて、妻に不動産を分与する旨の財産分与契約をした夫が、契約締結後、資産譲渡にともない譲渡所得が発生して所得税が課税されることを知り、財産分与契約締結に際しては所得税の問題は全くないものと誤解していたものであり、もし所得税が課税されることを知っていたれば、かかる財産分与契約を締結しなかったであろうというところで、この契約は民法九五条による錯誤があつたので、無効であると主張して提訴したところ、最高裁判所は夫の主張する錯誤を認めうる余地があるとして、さらに審理を尽くすよう原裁判所へ事件を差し戻したのである。

一般の納税者の認識と、課税庁等の実務との間に、大きなギャップがあつて、納税者側からみて、課税庁等の処理の仕方に、納得できないものを感じるものが時々あるが、この財産分与についての課税実務もその一つではなからうか。



5.10.11. 屋形船川下り 左から 平野、島田、好川会員

「伝統の味」。

山形屋
海苔は



1764年、江戸小網町にのれんを掲げて以来、230年。
山形屋は海苔ひとすじに、色、香り、艶を磨きつづけてまいりました。
1868年(明治初年)には早くも日本で初めての焼海苔(貯蔵海苔)を創製。
伝統の心に新しい技術を積極的に取り入れ、1971年(昭和46年)には極上焼海苔<紫薫>をみなさまのもとへお届けするにいたしました。
贈りものに、海苔極めれば「山形屋」。



株式会社
山形屋海苔店

〒104 東京都中央区京橋2-6-21 電話 東京 03(3561)0161(代)

これからは人事の時代

日本人事コンサルタント協会会員
(株) エイチティーパーソナルセンター

代表取締役 田村 博 (昭和二十六年卒)

これからは人事の時代です。経営は人・金・物・情報と言われています。これからは金・物が優先する経営から、人を見詰めた経営に移行していかざるを得ません。

中小企業は、何度が経済的危機に接して、低賃金と長時間労働で凌いできましたが、いまや、若年労働者不足と高齢者過剰の環境に直面しております。

従来、日本の中小企業の多くが採用していた、勤続年数や、年齢を根幹とした給与体系では、これからの労働環境に、適応してゆけないでしょう。

従来型の給与体系では、即人件費増に直結し、企業経営を圧迫します。

さらに、これからの日本企業は国際的にも時短という問題を避け

て通れません。そのようなもので生き残るためには、生産性の向上しかありません。

若年労働者の不足は企業に「人」の量から質への転換を迫りました。企業は人材の棚卸しが必要ですが、人はさまざまです。人を導いてゆく人もいれば、他人の足を引っ張る人もいます。御輿を真剣になつて担ぐ人もいれば、ぶるさがつて仕事をしない人もいます。そういう人達が、年齢、学歴、勤続、性別だけで給料が同じというのはおかしいです。年功人事は能力による職位や給与の逆転をさせないシステムです。逆転できないシステムというのは、人の努力を否定してしまうことになりません。そのようなシステムのもとでは、人は努力しなくなります。

人の処遇には、経済的報酬と精神的報酬があります。前者は賃金であり、後者は働き甲斐、生き甲斐です。

人は賃金だけでは動きません。物を動かすにはエネルギーが必要ですが、人を動かすには、動機づけ、モチベーションが必要です。生きがいのある職場、活性化のある職場環境のみ、人は活き活きと働きます。

年功賃金制度のもとでは、能力、仕事、賃金のバランスが崩れていきます。

このバランスを保つには能力主義人事でなければなりません。

能力主義とはいえ、それは能力選別人事であってはなりません。能力開発人事であることが必要です。従業員のマンパワーをアップし、

人材を確保し、業績向上に貢献してもらふ必要があります。

能力開発人事の3つの目的

- ①各人の能力を高めること (働きがい、生きがい)
- ②仕事を高めること (生産性の向上)
- ③賃金を高める(公正な処遇)

生きた賃金を支払えるように、そして納得のいく処遇を実施し、ヤル気を高められるように各制度を連動して運用しようというのが「トータル人事処遇システム」の仕組みです。

一所懸命能力を伸ばし、業績に貢献する努力をしている従業員に対しては高い賃金を支給するようになることが能力主義の賃金の基本です。

給与体系設計の基本

仕事の内容や能力を要素とした能力人事へ移行するには、具体的に明確な賃金体系が必要です。すなわち、会社が期待する能力のレベルを明確にし、そのレベルに応じた賃金表をつくらなくてはなりません。

世は「併存型職務給」時代へ

職能給

仕事の価値と職務遂行能力とで基本給を定める賃金体系。

年功給

年齢・学歴・勤続年数など属人的要素で基本給を定める賃金体系。

賃金体系の4原則

- 第一の条件 生活保障の原則が守られていること
- 第二の条件 担当する仕事の価値にふさわしい賃金決定ができる仕組みになっていること
- 第三の条件 職務遂行能力の高さで賃金を決める仕組みになっていること
- 第四の条件 自社の人件費は適正で支払能力のワク内にとどまっていること

適正な労働分配率にとどまっていること

ヤル気を高める人事考課制度

人事考課によって社員一人ひとりの能力の実態を把握する必要がありま。

人事考課制度設定の条件は3つあります。

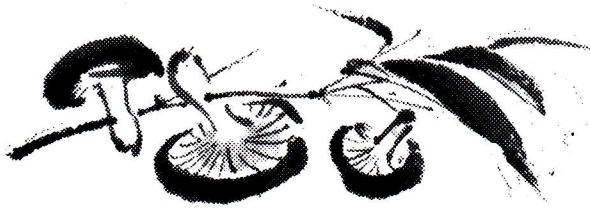
- ①人事考課制度の内容を公開し、社員が納得し、信頼を寄せる制度にすること。
- ②人事考課は絶対考課より絶対考課へ。
- ③能力考課の結果は、個々人にフィードバックして能力伸長

の動機づけをはかること。
 人事考課表は、実務に結びつく内容のしかも簡潔なものとし、従業員一人ひとりの能力、その他を正確に吟味するには「これだけはお見えておく必要がある」という要素に絞るのがコツです。
 人事戦略とは経営戦略、経営方針を実現するために、能力重視の人事管理を行うことです。
 従業員一人あたりの売上高・利益額の向上を図る。
 労働生産性の向上↓従業員一人ひとりの能力のアップ↑仕事の処理能力の増大

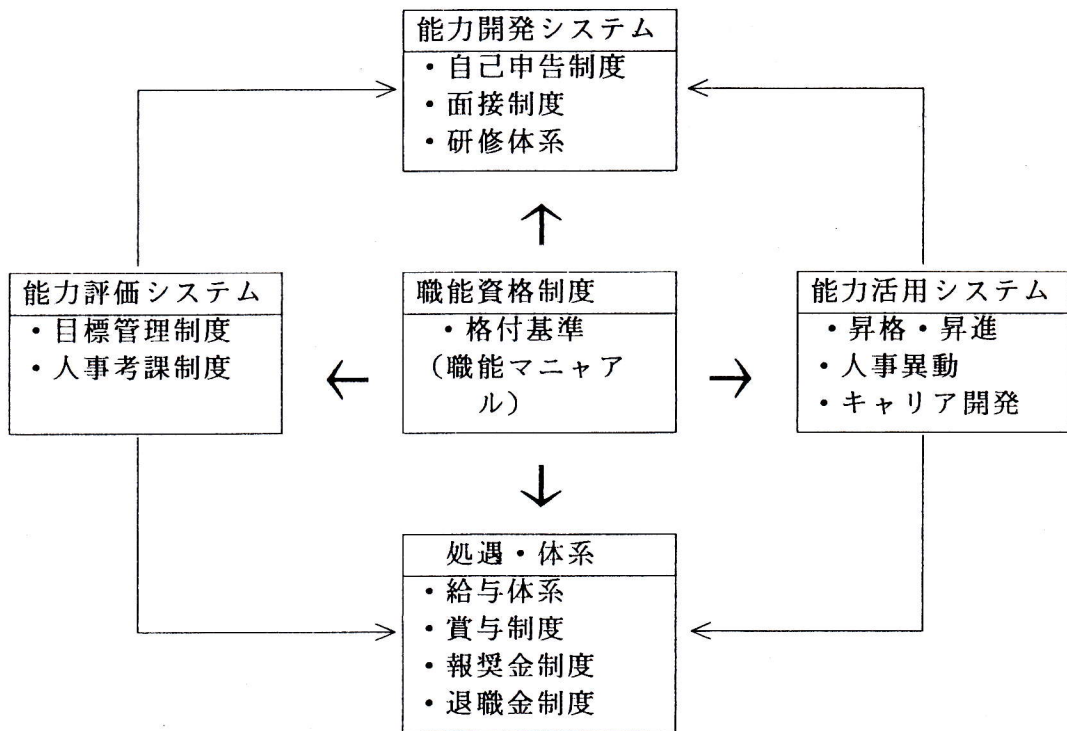
- ① 部下の能力向上
- ② 各職場が必要とする人材の資質・条件の柵卸し
- ③ 新製品の積極開発

等々です。
 トータル人事処遇システムとは、各人事制度を有機的に結びつけて運用できるように、制度を整えたものです。
 その中心となるのが「職能資格制度」です。職能資格制度の格付基準が各従業員に要求する能力の中身を示します。従業員が格付基準の要求するレベルかどうかを人事考課で評定します。
 人事考課の結果、優れた能力は活用し、昇格・昇進で処遇し、更

に一層の能力の開発・育成に力を入れます。劣る能力は、能力開発ニーズとしてとらえ教育訓練をする。
 ※以上の原稿は沖縄県那覇市の當山先生の講演から引用させていただきます。ただいた部分があります。



トータル人事処遇システム



鉄道模型と私

高木 菊次郎 (昭和十四年卒)

私の兄貞一は、三商二期で昭和九年三月卒業し同年四月横浜高商(現横浜国立大経済学部)に入学生が残念ながら同年十月病死した。兄は優しく弟妹思いであった。兄が三商時代に趣味の一つとして模型の電気機関車を作っていたのを見ていたので、私も興味を持つ様になった。兄は部品や材料を買って来ては工具で削ったり、ハンダで接着したりして設計図に従って製作していた。私は兄の死後、兄の遺作を受けついで工作を進めたが完成出来なかった。半製品で遊んでいたが、次第に止めてしまった。

私の小学生時代の友達が完成品の電気機関車のセットを親に買って貰って持っていたので、レールを接続して走るのを見せて貰いに行ったことがあった。当時、この様な模型は相当高かったので私は買って貰えなかった。昭和五年頃のこと、昭和不況の影響があった。三商人学後は次第に鉄道模型から離れていった。しかし心の底

に関心は残っていた。その後、昭和十四年に三商を卒業し東京商大専門部に入学、昭和十六年十二月線卒業で三菱化成に入社したが昭和十七年四月に応召し約四年間の兵役に服し昭和二十一年五月復員した。

戦後、大日本印刷に入社してから結婚し家庭を持った。長男が生まれて小学生になった頃に、電気機関車の模型セット一式を買ってやった。これは長男が欲しかったのではなく、むしろ私が子供時代に欲しかった物を、長男を出しに買ってやったのであった。

其後、時代は最近に移って、孫が二人とも男で幼稚園に行っていた頃、電車に興味を持っていたのでデパートでプラレールセットを買ってやった。プラスチックのレールの上を乾電池を入れた電車が走り孫と一緒に遊んだ。半分は私の遊びであった。この時も孫を出しにしていた。プラレールの玩具では次第に飽き足りなくなってきた。デパートのメルクリン売場で

ドイツ製の精巧な鉄道模型を見ると、どうしても欲しくなってしまう。子供の頃に果たせなかった夢を今度こそ実現しようと思った。しかしメルクリンは模型では世界でも一流品で高価である。売場で現物を見たり係の人の説明を聞く丈夫で長持ちすると云う。ヨーロッパでは親子三代も伝えている由。それを聞いて、よし孫に遺産となる自分に云い聞かせ、且つ女房にも納得させてメルクリンの模型の購入を決心した。



最初はビギナーのセットから始め、次第に電気機関車やS/Lを増

やして行った。今では三十台位になった。その他に客車が、それ以上の台数となった。現在、電気機関車の模型を走らせるには、電灯線の差込口からトランスを経てレールに電気を流すのであるが普通はアナログ方式と云って、レールに乗せた機関車は、電流を入れる一台でも二台でもレールにある車は同時に動いてしまう。そこで一台宛走らせるのが普通である。しかしながらメルクリンのデジタル方式は違う。エレクトロニクスの技術を利用して電気をデジタル式にレールを通して機関車に伝える走らせる。この時、レール上に数台乗せていても、機関車に個々の番号をつけ、トランスの隣のコントロール盤で番号を呼び出した車だけを動かすことが出来る。例えば引込線に五台待機させて置き一台を呼び出して引込線から本線に出して走らせ、次いで二台目を呼び出して走らせる。この時、最初の一台も同時に動かすことは勿論、止めることも出来る。デジタル方式で自分の思う様に機関車を数台、動かしたり止めたりすることが出来る。その為にはトランスの他にコントロール盤、セントラルユニット、キーボードが必要となる。

鉄道模型の面白さは機関車を動かせるだけでなく、背景をどの様に作るかである。所謂レイアウトの設計である。レイアウトは各自の好きな様に作るのが楽しい。一般に駅舎や、民家、トンネル、鉄橋などを箱庭の様にセットする。しかしメルクリンのH0ゲージだと常時、或る程度の面積を確保しなければならぬので、お座敷レイアウトの方が一般家庭では便利である。つまり座敷一杯を使って、レールとポイントなど信号を配置するのである。これだと、レイアウトが固定しないので何時でも解体したり組替えしたり自由である。

なお、デジタル方式だと機関車のみでなく、ポイントの動作も電動で離れた処から行うことが出来る。機関車をレイアウトしたレールの上を、自分の思う様に走らせたりポイントを電動で動作させて何台かの車が円滑にレイアウトの上を通過させるのが、なかなか面白いものである。ポイントの指示を間違えて列車を衝突させることが時々起こる。それにつけてもJRのエレクトロニクス技術は大したものだと思う。新幹線が熱海に行く時、小田原で「こだま」が待機して「ひかり」に追越される時など、もしもポイントの誤作動があつて衝突したら大惨事になるのではと、思うことがある。新幹線は幸いに今日まで大事故は無かったが、今後も安全を第一として貰いたいと思う。

「リバー・ランズスルー・イット」は

江戸料理の味わい

稲野辺 匡利 (昭和四十年卒)

この映画(監督ロバート・レッツドフォード)は、一九一〇年代から一九二〇年代の古き良き時代のアメリカ、モンタナ州のミズーラの牧師マクリン(トム・ステリット)一家の物語である。

「我家では、信仰と釣りの間にはっきりとした区別はなかった。」と言う兄ノーマン(クレイク・シエーファー)のナレーションの通り、牧師である父は子供達の躰及

び勉強には厳しくまた説教をするようにフライ・フィッシングを教える。(この釣が男達の縦糸である)兄と弟ポール(ブラッド・ピット)はすべてについて対照的な兄弟で、兄は父に似て繊細で真面目な性格で、東部の大学で学び美しい恋人(エミリー・ロイド)を得てシカゴ大学の教授職を得る。

弟は勉強こそ兄に劣るが、釣りの腕前と女の子の人気で上で、天性

の明るさとその内に秘める頑固な性格が自己破滅的な激しさを持ち、地元で出た、隣の新聞社で記者となる。

厳格な父に育てられた二人には、兄弟はお互いを、そして父親を深く愛しながらも、自分の気持ちを表現することが不器用で、必要ときに助けを求めたり、それを素直に受け入れることが出来ない、その父と兄弟が至福の時を得

られるのがマクリン家の川と呼んでいるビッグ・ブツラクフット・リバーでのフライ・フィッシング(この撮影が素晴らしいアカデミー撮影賞を受賞した)である。

東部で大学院まで進みながら将来の進路を決めかねている兄は、地元で記者になっている弟の生き方が正直でうらやましく思い、そして弟は釣りの天才であり、その姿はもはやアーチストだと思ふ。しかし、厳格な父に反発するかのように、酒とバクチに溺れていき、伝説の行方にならぬまま、弟を愛しながら助けられない父と子、兄と弟の絆は、モンタナの美しい山河を舞台に川の流水のごとく、淡

淡と進んでいく中に味わいがジワジワと湧いてくる作品です。
八月に大塚の「なべ家」で江戸料理を食しました。とても味わい深いものでした。

- 座付 江戸前ぶっかけそば
- 肴 叩き豆腐 玉子焼 枝豆
- 吸物 六条豆腐 凍昆布 蕪菜
- 刺身 こち薄作り わさび ウド
- 前酒

- 焼物 郡上産あゆ塩焼 蓼酢
- 猪口 うに和へ 小柱 海菜類
- 飯 葱飯
- 香物 澤庵 胡瓜糠漬
- 水菓子 西瓜
- 甘味 玲瓏豆腐

市民講師活躍状況報告

特別非常勤講師

宮川 隆

(昭和十八年卒)

市民講師に平成五年三月三十一日に昭和三十六年卒の田村都彦氏が東京都教育委員会より登用・任命された経緯は前号に詳細に掲載したとおりである。田村講師の指導範囲は母校三商の会計科第三学年の「課題研究」として原価計算・会計実務を授業することである。そもそも東京都教育委員会が意図した市民講師の登用制度は正

規教員では、対応しにくい領域に学校外の社会性豊かにして実務に精通したスペシャリストを登用し、特色ある授業の展開を期待することにあるようである。平成五年度における授業はすでに去る七月十七日に四時間、七月二十七日に四時間、七月二十八日に四時間を終了し、来る十二月に入って実務体験、会計事務所見学に六時間

を予定、十二月十三日に四時間、十二月十八日に四時間、十二月二十日に四時間が予定されている。去る七月十七日の初授業日に宮川隆一、荻野弘康、久保田光信の幹事三名が所定の打合せ用務があり学校を訪ねたがその節、篠塚良一教頭先生、黒葛原正展主任教諭先生、田村都彦講師より初授業の感想を交々伺ったのであるが、対象

生徒である会計科三年生の二十七名の全員の授業を受ける態度は真摯そのものであり簿記会計の素養は相当なレベルに達しているとのことであった。特に田村講師の言によれば鋭い質問が矢つぎ早に放たれ打てば響くものがあり大いに張り合いを感じたとのことであった。

なお、十二月に予定されている会計事務所見学は江戸川区小松川にある久保田光信幹事の事務所を予定している。

編集後記

清田榮一先生のご逝去は子弟一同にとつて痛恨の極みである。正に、巨星逝くともいうべき悲報である。今はただ安らかにお休みくださいと申し上げるのみである。「都の空」も、お陰様で第三号を発行することが出来た。会員各位の温かいご支援に心から感謝いたします。

いつものことながら、賛助広告いただいている同窓の関係会社様にも、厚く御礼申し上げます。

(幹事 荻野弘康)

デイナーハウスのおもてなし



中国料理



東天紅

TOH - TEN - KOH

総合ご案内 ☎ **0120(30)1015**

——— **全国42店舗** ———

札幌・仙台・千葉・東京・静岡・名古屋・京都・大阪・神戸・広島・鹿児島